

若者雇用促進法の施行に伴う 『職場情報の積極的な提供』等について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、格別のお引き立てを賜り誠にありがとうございます。

さて、既にご承知のことと存じますが、「青少年の雇用の促進等に関する法律」（若者雇用促進法）が、平成27年10月1日より施行されています。新卒者の募集に対しても、『職場情報の積極的な提供』が、平成28年3月1日に施行され、各企業が採用活動で活用される求人情報原稿につきましても、その対象となります。

この度、人事採用担当者の皆さまにより理解を深めていただくべく、厚生労働省に協力いただき、セミナーを開催致します。ご多用中恐縮ではございますが、この機会を活用いただくべくご検討の程よろしく申し上げます。

敬具

○タイムテーブル

- ・ 13:30～ 受付開始
- ・ 14:00～ 主催者ご挨拶
- ・ 14:05～ 講演「若者雇用促進法について」
質疑応答
- ・ 15:30 終了

○講師

愛知労働局 職業安定部 職業安定課
地方職業指導官 佐々 直紀 様(予定)

50名様限定！！(※11/30 受付締切)

セミナー会場・日時

平成28年12月9日(金)**14:00～15:30(受付13:30～)****株式会社学情 名古屋支社 会議室**

(名古屋市中区栄 2-3-6 NBF 名古屋広小路ビル 8F)

・地下鉄東山線・鶴舞線「伏見駅」4番出口より徒歩3分



お申込み方法

ホームページからお申込みください。なお満席になり次第締め切りとなりますので、ご注意ください。

<http://www2.gakujo.ne.jp/jinji-seminar/nagoya/>

※本フォームでお預かりした個人情報については、弊社の個人情報保護規程に基づき、安全且つ適切に管理させていただきます。

※お問合せ先: 株式会社学情 人事採用担当者向けセミナー事務局 TEL: 052-265-8121